平成28年 第1回定例会 総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成28年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録(第1日目)

本日の会議 平成28年3月8日 招集場所 長与町議会議場(第1委員会室)

出席委員

委員	長	喜々津	英 世	委	員	金 子	恵
副委	員長	中 村	美 穂	委	員	岩 永	政 則
委	員	安 部	都	委	員	Д П	憲一郎
委	員	安 藤	克 彦	委	員	堤	理 志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濵口 務 係 長 細田 浩子

説明のため出席した者

総務部長 荒木 重臣 総務部理事 田 平 俊 則 (総務課)

 課長補佐
 中村
 元則

 課長補佐
 宮司
 裕子
 課長補佐
 荒木
 秀一

 係長山口
 京
 主任川瀬陽介

(管財課)

課長・通英樹課長補佐井川勝信

(財務課)

課 長 田 中 一 之 課 長 補 佐 荒 木 隆

係 長 入 江 彩 子

(企画課)

課 長 久保平 敏 弘

(税務課)

課長補佐 山崎 昇 係 長濱中 章

(健康保険課)

課 長 森川 寛子

(福祉課)

課 長村田 ゆかり

本日の委員会に付した案件

議案第 2号 長与町職員の退職管理に関する条例

議案第 3号 長与町行政不服審査会条例

議案第 4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 5号 長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 13号 平成27年度長与町一般会計補正予算(第4号)

議案第 19号 平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算

開 会 9時30分

散 会 14時26分

〇委員長 (喜々津英世委員)

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会させていただきます。 平成28年第1回定例会において、本常任委員会に付託を受けました議案第2号、長 与町職員の退職管理に関する条例の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。なお、説明及び答弁は座ったままで結構です。よろしくお願いします。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

おはようございます。

説明の前に資料を配付させていただいてもよろしいでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

よろしいですか、資料の配付を。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

それでは、議案第2号、長与町職員の退職管理に関する条例につきまして説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年1月1日から施行されます。改正後の地方公務員法におきましては、地方公務員の退職管理の適正を確保するための規定が新設されております。具体的には、元職員による現職職員に対する働きかけについて、一定の制限を設ける内容となっております。法で定めるものの他、必要な事項は条例で定めることとされております。

では、第1条におきましては、趣旨を述べております。

第2条におきましては、離職日の5年前の日より前に、国の部長、課長相当職、これは町で言えば、理事から参事職に相当するものでございますが、在職元の役職員等への働きかけについて、離職後2年間要求依頼の禁止などの一定の制限を定めるものでございます。部長職、それに準ずる職、町で言いますと、会計管理者や議会事務局長などは、離職日の5年前の日より前は法律で規制をされております。

第3条におきましては、管理監督職、町で言いますと、部長から参事職に相当するものが再就職した場合、離職後2年間必要な事項、これは例えばいついつどこに就職したなどの離職した職の任命権者に届け出をさせることを謳っております。

附則におきましては、条例の施行日を平成28年4月1日といたしております。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

説明が終わりました。

これから質疑を行いますけれども、今、お手元に参考配布をしていただきました資料、

それから、提案された条例案、これをもとにして、これから質疑をしてもらいたいと思います。質疑はありませんか。

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

1点だけですね。規則で定めるところによりという文言があるんですけれども、この 規則とは、何の規則、どの規則を指しているのかというのをちょっと1点お尋ねします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

分かりますか、3条の1番末尾のところですね。 中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

はい、規則で定めるとありますのは、今回上程してます長与町職員の退職管理に関する条例の細則を本町の規則で謳うこととしておりますので、その規則で詳細を謳うこととしております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

では規則は今この場で示してもらうことっていうのはできないんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

規則につきましては、もう現在作成しておりますけれども、この資料のですね、青字の部分ですね。規則において定めている事項となります。例えば1番上の括弧の中ですね、規則において当該所属元の職が廃止された場合の現在の当該職務担当職務を予定していますとかですね、これは規則おいて、細かい部分を明記しております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山口委員。

〇委員(山口憲一郎委員)

ちょっと聞きにくいことを聞きますけども、過去に、こういう働きかけをした事例とか、何件かあるんですか。分からんならいいです。あるからこういうのを作ってるんでしょうから、無いならいいです。

〇委員長(喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

はい、過去の事例としては、総務課の方に報告は受けてはおりません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

私の知り合いの国家公務員で、霞が関にもいたことがあるような人で、ある管理職だった方と、話した時に自分は退職後に、いろんな制限があるんだよという話をされたんです。だから、もしかしたら国家公務員がこういう制度がもう既にあって、これが、地方公務員法のこういう改正で、地方公務員もやっぱり退職後に、自分の過去の地位に、ひっかけてと言いますかね、そういうことで、次に再就職した先あたりから、例えばいろんな利益供与というか、そういった、そういう働きかけを、地方公務員においても防止をするという、そういう趣旨なのかどうか、まず、端的にそこをお伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐(中村元則君)

はい、国におきましてはですね、地方公務員よりも厳格な規定を設けております。国においては事務官等につきましては、定年前に退職してですね、そのまま外郭団体等へ、天下ると言うんですかね、そういうのが国としてのルートとなっているんですけれども、本町の場合はですね、基本的には退職まで勤めた場合は再任用制度と言って、再任用職員として、また再度、本町なりですね、外部の機関等に再就職するという形となっております。基本的には趣旨的には同じだと思われますけれども、本町におきましてはそのような働きかけという事態が起こり得ないのかなと想定しております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

はい、ちょっと今の御説明で、国家公務員においてはかなり厳格な規定があるけども、 地方公務員でも似たような状況という話の中で、本町においてはそういう働きかけは想 定されないとおっしゃったんですかね。

先ほど、1番最初の説明ですかね、働きかけを未然に防止するというのがこの趣旨じゃないのか、ちょっと矛盾したような気がするんですが。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

説明が分かりづらくて申しわけありませんでした。国においてですね、明確に定められておりますので、地方公務員においても同様な措置を求められております。

本町におきましても、同じ趣旨として、今回の条例を上程させていただいております。 以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

そしてその働きかけについてなんですけれども、ちょっと今回の件とはケースが違いますけども、一般質問の中で議員から、職員に対する働きかけの議論があったときに、何をもって働きかけとみなすのかという議論が若干ありましたよね、それでいいますと今回も、いや、これは働きかけじゃないんだと、解釈の違いなんだというような話も出てくる可能性があるんじゃないかと思うんですが、何らかのこう定義といいますかね、こういったものは働きかけ、これは当たらないとか、何かそういうものは、規則か要綱なりで定めているのか、お伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

本町におきましてはですね、職務に関する働きかけの記録等事務取扱基準というのを 作成しております。その中で、定義として、働きかけとは、職員以外の者が職員に対し、 要求・意見等を伝え、職務上の行為を行うこと、または行わないことを求めるものを言 うとしております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

すいません、今の、その基準を設けてる文言をもう一度、文言というか内容じゃなくて、表題というか、それを。

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

職務に関する働きかけの記録等事務取扱基準です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

例えば私を例にとりますとね、こっちの方の主な内容からいけば元職員ですね。ところが、この元職員は法または条例によって一定の制限が設けられますよと。それは私も対象になると。例えば、個々にした場合は。ところが、こっちの条例の本体の第2条を見ればね、再就職者による依頼の規制、ということでその再就職をした人は2年間、職務上の行為をするような、またはしないように要求することはいかんという意味でとらえるとね、こちらの元職員ということをすればね、役場をやめた職員は全部対象なりますというようなものになりかねないんですが、そうじゃなくしてこっちの条例では、役場をやめた人間で再就職したものが、対象になりますよと、いう解釈にこちらはなりはせんかなと思うんですが、それはどんな整理をすればいいんですかね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

再就職をした者というのがですね例えば営利企業もしくは非営利企業も含まれますけれども、改めてその別の職種についた場合の者を対象にしておりますので、元職員の範囲がどこまでかということになってしまいますけれども、例えば、非常勤とか再任用でも短期の方を除くとかですね、そういったことで、元職員というのは考えております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

いや、そうじゃないんじゃないの。こちらを見れば、元職員(臨時、条件付、非常勤、再任用、短時間を除く)職員で離職後に営利企業の云々と、こういう臨時とかなんとかは除いた、正職員という意味でとらえていい訳ですよね。そう解釈したときに、元職員ですよと、これはですね。ところがこちらの場合はですね、再就職のうちに、同条第8項国家組織法を云々かんぬんと、その離職後2年間ですね、はしてはいけませんよということですから、再就職をしたものに限るんですか。どうなんでしょう。元職員という意味が。どうもこちらとこちらが違うような感じするんですが。再就職をしなくても、元職員は元職員ですと、それは全部そうなんですよと、そういう意味なのか、そうじゃないんじゃないのと、この文章を見る限りですね、再就職をしたものに限るのじゃないんですかと。

〇委員長 (喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

この第2条のところがですね、再就職者による依頼等の規制ということですので、あくまでも限定は再就職者というふうにしております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

この条例の中に営利企業とかありますよね、公益的法人等、それから営利企業という ふうにありますけれども、この営利企業等について、ちょっとお伺いしたいのが、営利 企業及び非営利法人が、該当するというふうな解釈になろうかと思うんですけれども、 営利企業というのは、利益を目的とした団体ということで理解するんですけれども、非 営利法人も該当するとなっております。

その非営利法人の中でも、国や地方公共団体とか独立行政法人などは除くとなってる わけですけれども、そういったものを除いた非営利法人というのが、例えばどういった 団体が該当するのかというのがもしわかればお答えいただければと思います。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて、委員会を再開します。

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

資料で今、国等の資料を見ているんですけれども、現在それに該当するものは本町と しては今のところ無いというのが現状です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

今回の3月でも大量に退職される方が、この該当される方がですね、再就職された場合おられるかと思うんですが、この2年間もしくは5年間に、4月から適用される場合、人数の把握というのはだいたい今わかってらっしゃいますか。

お尋ねします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

過去2年ないし5年ぐらいのうちに、企業に就職された元職員の数、参考までにということですか、分かっておれば。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

今までに退職をされた方はですね、再任用とか、あるいは、外部の施設の責任者っているような形で行っておりまして、民間企業に行かれた方はほとんどいないと認識をいたしておりますので、数としては把握をいたしておりません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

民間への再就職は把握してないと。他にありませんか。 場委員。

〇委員(堤理志委員)

はい、実際にはなかなか本町の場合にはこういったケースが該当しないだろうという、そうかもしれないんですが、やはり、万が一のことも考えて条例ができるんだろうと思うんですけれども、例えば、そういう働きかけの事例があったというようなことが、一つはやっぱり通報でこういうことがあってるよというようなことが、町の方に連絡があったりした場合にどういうふうな対応を、例えば町の中でどういう部署が、そのあたりの事実関係を把握したり、また、何かの機関にそういったものを報告するようになるのか、そのあたりの手順がどうなるのかお聞かせいただければと思います。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

働きかけに関しましては、平成26年度からそれに関する記録をとるようにということで、先ほども話に出たかと思いますが基準を設けております。

まず、例えば働きかけにこられたかどうかの判断になるんですけれども、相談を受ける側の感覚にもよると思います。単なる内容の確認とかですね、説明を求めるものっていうのは働きかけにはならないとは感じておりますので。

また、ある限られた人達の要望ということでご相談に来た場合もですね、それに対して対応すれば働きかけになりますけれども、それは働きかけでありませんということで、それに応じなければ働きかけとは解釈できませんので、その辺の受ける側、対応する側の職員が考え方のマニュアルといいますか基準をですね、今後はそのもっと研修等で、撤去していきたいと考えておりますけれども、現在のところ手元にある記録では、働きかけに該当するものはございません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

私が質問したのは、仮にそれがあった場合に、町の中で何かチームをつくって、そういった事実が、司法じゃないですから、捜査機関じゃないわけですから、そういった、誰が判断をするのかですね。例えば、町長がそれを、こういった事実があったと判断するのか、例えば、町の中の、もし働きかけがあったらその部署の管理職と、例えば総務とか一緒に何らかの、合議体をつくって協議するのか。どういう責任において、責任の所在といいますかね、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

働きかけがあった場合の基準と、それぞれの部署の、町長までの役割か。 谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

万が一働きかけがあった場合は当然記録をとりまして、その部署の部長の決裁の後、 総務部長の方に報告するようになっております。その後は総務部長と、副町長を交えて の協議等にはなるかとは想定をいたしております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

手元の資料で見てみますと、大きな自治体なんかは公平委員会とか、人事委員会とかが、そういったとこで対応するかと思うんですが、本町の場合はそれがどうなるのか、お伺いしたいと思います。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

基本的に、もし働きかけに対応した場合はですね、その職員には当然、罰則という形になるかと思いますけれども、その場合は町の懲罰委員会等で協議をして内容を精査しての判断になるかとは思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です。ございませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第2号長与町職員の退職管理に関する条例の採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10分まで休憩します。

(休憩10時4分~10時10分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩をとじて委員会を再開します。

これから議案第3号、長与町行政不服審査会条例を審査を行います。説明を求めます。 谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

ご説明をさせていただく前にまた資料の方、配布させていただいてよろしいでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

資料配布するということで、よろしいですか。はい、じゃあ説明を求めます。 谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

それでは、議案第3号長与町行政不服審査条例につきまして、説明をさせていただきます。

行政不服審査法の全部改正に伴いまして、新しい行政不服審査制度が平成28年10

月1日から始まります。それに伴いまして、行政不服審査会を設置するなど、条例整備 等を行う必要が生じたため、制定をするものでございます。

ただいまお配りをさせていただきました資料をご覧ください。この資料について、大 まかにご説明をさせていただきます。

まず行政不服審査制度とはどういうものかということでございますが、行政庁の違法、不当な処分により、国民の権利、利益が侵害された場合に、国民の簡易迅速な救済を図る。そして、適正な行政運営を確保する、こういったことを目的として設けられております。真ん中のところに図がございますが、これは手続の流れでございます。左側は変更前でございます。住民に対しまして処分庁の方から処分が下された場合、住民がそれに満足できない場合は、異議申立てを処分庁の方に行います。その後、改めて決定っていうものが、住民の方に下されることになります。変更後になりますと右側の欄になりますけれども、処分庁の方から住民に対し処分が下された後、審査請求という形で処分庁の方へまた送り返す形になります。その後審理員の審理、そして第三者機関の審査を経ました後、採決っていう形をとるということに変わっております。個々の法律におきまして特別の定めがある場合はですね、この手続の他にも例外がございます。

裏のページにいきます。こちらはですね、行政不服審査制度の見直しっていうことで、どういったことが見直しをされたかっていうのをまとめております。まずは、審理の見える化ということで公正性の向上、1つ目としましては審理員制度の導入でございます。2つ目が、第三者機関への諮問手続の導入でございます。それと、3番目としまして審理手続における審査請求人等の権利の拡充でございます。それとは別に国民の利便性ということで使いやすさの向上もあります。1つ目としましては、不服申立て手続を審査請求に一元化をするということ。それと2つ目で不服申立て期間の延長ということで、現行は60日ですけれども、それを3カ月に延長するというものでございます。さらには不服審査、不服申立ての前置の見直しということで、不服申立てを経なければ出訴できないとする定めの縮小でございます。

それでは条文に入ります。第1条は、審査会の設置、および所掌事務を定めるものでございます。本町の規模や想定される諮問の件数、そして分野などの実情を踏まえましては法による審査請求と情報公開条例と個人情報保護条例の運用に関する事項について調査審議をするとともに、実施機関に建議することができることを期待しております。

第2条は審査会の組織を定めるものでございます。委員は5人以内で組織をされますけれども、これは例えば弁護士、大学教授、県職のOBの方、あるいは教職のOBなどを想定をいたしております。

第3条は、委員について定めるものでございます。任期は3年間といたしております。 第4条は、委員の守秘義務を定めるものでございます。

第5条は、審査会の会長について定めるものでございます。

第6条は、情報公開関係及び個人情報関係に関する審査請求に対しまして、審査会の

調査の権限を定めるものでございます。

第7条は、審査手続の非公開を定めるものでございます。

第8条は、必要な事項を規則で定めることを規定するものでございます。

第9条は、委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものでございます。

また、附則におきましては、条例の施行日を法の施行日にあわせまして、平成28年4月1日からとしております。また、情報公開個人情報保護審査会設置条例の廃止、それに伴う経過措置についても謳ってはおります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

説明が終わりました。これから質疑を行います。

今、別紙の資料も含めてご説明をいただきました。理解しやすい資料いただきまして ありがとうございます。では、質疑ありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

まず第2条の審理会の委員が5人以内をもって組織する、条例上は5人以内ということですが、実施するにあたって実際的に何人ぐらいを想定されてるのかということと、もう1つが3条の方で公正な判断をすることができということで、客観的にね、どちらかに偏らないようなということで、先ほどの説明では弁護士、大学教授等々とありますけれども、それだけで公正だというのが言えるのかなという、そのあたりの公正性を担保する何らかの考えがあるのかどうか、この2点お伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

審理員は5名以内ということで想定をいたしておりますけれども、現実的には他の自治体等参考にいたしますと、大体3人というのが多いようでございますので、本町も3人を現在のところは想定をいたしております。それと審理員の中立性の話だと思いますが、審理員名簿というものをまず作りまして、それは事案ごとにですね、すいません、審査会の名簿ですね。失礼しました。それと審理員の中立性の話だと思いますけれども、審理員に関しましてはですね、中立性が大きいということもございまして、事案ごとに指名をする形になるかと思いますが例えば。

○委員長(喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

補足ですが、審査会の委員の透明性、公平性の確保ということですが、基本的に行政 不服審査という制度が訴訟ではなく、行政の内部機関で行政の事を見直しという判断に なります。その際、裁判でしたらその違法という判断かどうかになると思うんですけど、 今回が行政の処分の当、不当を含むことになっておりますので、当然行政の内部事務にも精通している人と、いう人の確保が必要になってきます。そういう場合ですね、例えば県とか町の行政に精通している人、その人達を法の専門家である裁判官や大学教授に交えて、公正性を確保していきたいと考えております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

おっしゃってるのは分かるんですけれども、ちょっとこう、端的に言えばですよ。 例えば、恣意的に、首長と非常に懇意にしてる弁護士をするとか、非常に普段からの 繋がりがある大学の先生とか、そういったことになった場合になかなか、逆に、不服を 申し立てる側からすればですよ。ちょっとこの人選はどうなのかというような意見も出 てきはしないかと、なかなかそこをどうするというのは難しい話かもしれませんが。そ の辺が、そうならないような仕組みといいますかね、そういったことまでは、なかなか

〇委員長 (喜々津英世委員)

難しいのかどうかですね。

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

例えば、今想定している弁護士であれば、当然町の顧問弁護士は除くということで考えてます。

あとですね、大学教授等につきましても、弁護士につきましても、例えば弁護士会の 推薦、大学の推薦といった手続をとって、人選を進めることに予定しております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

金子委員。

〇委員 (金子恵委員)

この委員のですね、任期というか、その期間と、そしてそんなにこういうふうな問題というのは起こらないだろうと推測するんですけれども、報酬とか手当て、それはどうなるんですか。今後のことなのかもしれないですけども。すいません、3条の2に、3年とするとなってますね、任期はですね。こういうふうな状況というのはなかなか考えられないだろうということもありますけれども、今後その短期的なその任期の方がいいんじゃないかというふうな考えもあるんですけれども、こういうのというのは、3年とするということですから、任期的には短縮して例えば1年後と、審理員っていうんですかね、の確保もなかなか大変でしょうから。そういうことというのはやっぱり考えてられるのかですね、お願いします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

例えば審査会を随時、事件の都度、設置したりとかそういう方法も考えられると思うんですけど、今回、不服申立ての・・対象がですね、情報公開と個人情報も対象になっております。この会議等につきましては年間必ず、毎回会議を開いて、報告事項等もありますので、その役割も入ってきます。その場合、経年で見ていって、情報を押さえていくということが必要になってきますので今回3年と、国等に準じて3年ということにさせていただいております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

ちょっと考え過ぎかもしれないですけれども、その営利団体のことがよく出てきますけれども、営利企業への従事の制限、そういうものっていうのはあるんでしょうか、条件としてですね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

国の方などではですね、よく審査会の委員さんに営利企業の従事制限がでてるんですけど、本町の各種委員等ではそのような制限を設けておりません。地方ですね、我々小規模な自治体ではそのような制限はあまり設けておりませんし、実際現実的じゃないのかなと考えております。国の方からも、その辺は市町村によって、実情によって判断することとされておりますので、今回規定しておりません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

説明があったとおり、情報公開と個人情報保護審査会の条例に変わるものとして今回 出てきたという理解なんですけれども、以前のその、いわゆる審査会の実施状況、今先 ほど定例会が1回ぐらいですかね、報告事項があるって言った、それ以外の、いわゆる 審査に係るそういった活動っていうのは今までどうだったんでしょうか。まずその点を お尋ねします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇総務課長補佐 (中村元則君)

先ほど、川瀬主任の方が申したとおり、年に1回ですね、個人情報等の会議を開催してですね、新規に登録する事務等を精査していただきました。

異議申し立て、不服申立て等の実績につきましてはですね、平成25年度まではなかったんですけれども、平成26年度に個人情報関係の申立てが1件ありました。それに

ついてはその審査会におきまして、4回程ですね、協議をいたしまして、答申といたしております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

はい、分かりました。えっとそれと条例を見させていただいて、本町っていうのはそんなに大きな自治体ではないということで、いわゆる除斥の問題ですね。

委員に関わる問題を審査する時にどういったことになるのかっていうと、今先ほど出てきた施行規則の中に2条の3項に謳ってあるわけですよね。委員は自己の利害に関する議事には参与することができないですか。この自己の範囲ですよね、どう捉えていいのか。ちょっとそこの点、お尋ねいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

規則の第2条第3項の自己の利害に関するものですけど、基本的に、弁護士の先生であったり大学の先生であったり、推薦の制度プラス外部行政のOB等を想定してますので、具体的に自己に関係するものというのを現在のところ想定しておりません。もしですね、こういう場合が出てきた時のためにこの規定を設けております。権利、利益ですね、国民が確保するためにということで。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

先ほど、長与町は小さな町ということで、これが町外からの委員が、ばっかりであれば、そう心配することないかなと思うんですけれども。町のOBとかとなると、やっぱりこう親戚関係多い方もたくさんいらっしゃいますよね。あるいは当然自分のことはそうでも、自分の親、子ですね、そういったところの、他の自治体の条例を見ると、条例の中に除斥規定を設けて、そうやって細かく謳ってるとこもあります。同じに規則で謳ってるとこもあります。あまりにもこの自己の範囲が、今、回答でも決まってないっていうふうにおっしゃったので、ここはきちっと細かく、今回条例の審査で、規則の審査じゃないのであれなんですけど、規則は今後また変えることも可能なわけですね、行政側で。ですので、ここはやはりきちっとですね、親兄弟、子、妻ですね、そういったところまできちっと細かく定めておいて、当然、守秘義務もあるわけですから。いくら親兄弟っていったって、やっぱり喋ってしまいそうなもんですよね。守秘義務が課せられておってはですね。ですので、やっぱりそこは細かく規定をすべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

今おっしゃられたとおりですね、実際によって三親等以内禁止とかですね、規定設けてるところもあります。現状の個人情報の審査会等ではこのような規定がありません。 今回ですね、規則の中でも別に審査会の内規等も定めることができます。プラス、この規則を今後ですね、今のところ案ということですので、そのあたりも勘案してもう一度考えたいと思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。他にありませんか。 堤委員。

〇議員(堤理志議員)

今回の条例が行政不服審査法の施行に伴ってできたということで、その前提でちょっとお伺いするんですが、今回変更後の流れの中で第三者機関が審査する前段階で、審理員という、ここで審理をして意見書のするというのがありますよね。素直に考え、普通に考えてですよ、この審理員という制度が何のためにこれ存在するのかなと。直に審査請求があったら、第三者機関でいいんじゃないかという気がするんですが、ですから法の中での規定なので、町としてこれは知らんよということなのかもしれませんが、もしわかれば、何の目的でこの審理員という制度が、ここにワンクッション入ることになったのですかね、もし分かればお伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

お手元にお配りしたですね、対応についてという両面印刷のですね、裏面 2ページの 方の上の方に、今回、審理の見える化ということで、審理員制度の導入と書いてありま す。これを読み上げてみると、処分に関与していない職員が審理員として審査請求人と 処分庁の主張を中立的な立場で審理と、一定の独立性を有するものと書いてあります。

これはですね、行政の内部事務を把握している一職員が町長とですね、任命権者から一定の独立性を有した意見書を提出できることになってます。これ今回の改正の大きなポイントとされてるんですけど、その行政に精通した者がある程度独立性を持って、中立性を持って審理をすると。その意見書に、町長は、ある程度縛られるんですね。その意見書を町長が例えば覆すのも一定の理由が要ります。そのようなことで国民の権利、利益を守ろうというのを国は指導してやっております。そういうふうな考えのもとに、今回ですね、審理員制度というものが設けられてます。ちなみに、処分に関与していないということは、例えば処分の決裁に、起案に印鑑を押している職員は駄目ということになりますので、役場としては、例えば部長職以上の職員を現在想定しております。部長職以上の職員で名簿を作って、処分に関与していない職員をその都度ですね、事件ご

とに、今回はこの委員を審理員ということで決めて、独立性を持って、審理をしていく というふうな事務を考えております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員 (堤理志委員)

一つは事務に精通してないとなかなか判断できないということでよく理解はできました。ただですね、恐らくですよ、例えば1,000人とか何万人とかいう大きな規模の自治体だったら、その一定の独立性というのが分かるんですが、なかなかやっぱり、町とかね、そういう段階になると、非常にこのあたりが難しいということで、そこで、例えばこの時に、首長に対して、逆に、首長に不利益と言いますか、住民側の方に、どちらかと言ったら、非常に近い判断をされたという時に、その、この職員さんがあたることなるもんですから、その職員さんがいろんな不利益を被らないような何らかの歯止めというのは、あるのかどうかですね、お伺いしたい。

〇委員長(喜々津英世委員)

住民側の、いわゆる不服審査を申立てた人に有利な判断がされた場合に、役場の職員、 審理員として立った職員が不利益を被ることはないのかと、そういう質問です。答弁で きますか。暫く休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて、再開します。

中村課長補佐。

〇総務課長補佐 (中村元則君)

今回できました行政不服審査法におきまして、業務に精通した職員が審理員として審理するということはもうあの、国の方から下りてきた事実です。審理員がいることによってですね、実際処分がおかしいとなった時点で、取り消し等の処分見直し等が可能となります。それを踏まえて、第三者機関の審査を経ます。

審理員につきましては、確かにちょっとこう業務的に、かなりハードルの高い業務となりますけれども、国としてこの形式で下りてきていることですので、それにつきましてはいたし方ないと、ですね。ただ審理員が審理することによって、その手続がきちんとできているかという確認ができますので、この制度としてはもう現在これで、やるしかないと思っております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。他にありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

ちょっと確認なんですけれども、この表のですね、変更前、変更後とも、個々の法律

特別の定めがある場合は、住民が町の機関以外の行政庁の県知事等に審査請求行い、当該行政庁が審査庁として審査請求、採決を行うという例外があるということで、これは、住民が、例えばその審査請求して、採決がそれぞれの審理、審理員、第三者機関の審査を経て、町長からの採決が来ましたと。それに伴って、採決が来たにも関わらず住民はまた不服であると、それには納得いたしませんということで、町長じゃなくって県知事の方にまた審査請求ができるという意味で、そしてその審査請求を行って、県知事が審査請求の裁決を行って、手続に踏むというようなことの意味合いでよろしいんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

はい、確かにそのような手続もあります。基本的に町が行った処分は町長に対して審査請求をするというのが、今回の原則になっております。一部法律に規定がある場合は、言われたとおり上級行政庁の県知事に申立てたりとかですね、そういう処分もあります。あと、個別法によってはですね、結構例外的な規定にはなるんですけど、納得できなかったら再審査請求ができるとか、そのような制度もあります。

最終的にも、どの処分にも納得できないという場合は行政事件訴訟ですね、裁判に移っていくことになります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

今の説明では、例えばその採決が出て、住民はこれで納得しませんよって言った場合ですね、またその再審査請求を出した場合は、また審理委員会を、審議を再度また、例えば第三者機関の審査などを行うということになるんですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

再審査の請求があった時の対応をどうするのかという。 川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

再審査の場合は例えば上級行政庁に行ったりするので、県の方の手続に移っていきますね。

〇委員長(喜々津英世委員)

いいですか。他にありませんか。 質疑なしと認めます。 これで、質疑終わります。 これから討論を行います。 まず、反対討論ありませんか。 次に、賛成討論ありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、長与町行政不服審査会条例の採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

それでは次に、議案第4号、これも3号との関連がありましたけれども、第4号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を審査をいたします。

議案の説明を求めます。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

それでまた、先ほどと同じように議案説明の前にちょっと資料の方配らせていただき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

はい、じゃあ、資料、配布を、よろしいですね。 谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

それでは、議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に つきまして説明をさせていただきます。

新たな行政不服審査法の施行に伴いまして、関係する条例の改正が必要となったため、 条例整備を行うものでございます。

まず第1条でございますが、こちらは行政手続条例の改正で文言を整理するものでございます。

それから第2条は、情報公開条例の改正でございます。情報公開条例は、現行の審理 手続を継続をするため、審理員による審査手続の適用除外を謳っております。

第3条は、個人情報保護条例の改正でございます。

こちらも審理員による審査手続を継続するため、審理員による審査手続の適用の除外 を謳っております。

第4条は固定資産評価審査委員会条例を改正するものでございます。

第5条は、税条例の改正でございます。

第6条は手数料徴収条例の改正でございます。

審理員等へ提出された書面の写し等の交付手数料に関しまして追加するものでございます。

第7条は、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正でございます。 なお、附則におきましては、条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。 先ほどの資料をご参考の上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

この資料で特別に説明するところはありませんか。いいですか。

それでは、今、議案第4号の説明が終わりました。関係条例7本の条例の一部改正ということになります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口委員。

〇委員(山口憲一郎委員)

単純な質問で申し訳ございませんけども、こっちの資料の方で。

委員会に書記を置くということになっとりますけども、現行は1人ということでございますけども、状況に応じて、数名を置くということで理解していいんですかね、何名くらい。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇総務課長補佐 (中村元則君)

固定資産評価審査委員会条例につきまして、現在ですね、書記1名置くと記載がありますが、1名だとしてどうしても対応が、その方がいない時とかありますので、出来れば今後ですね、総務課の方に事務局を置きますので、行政係なら行政係で対応できるように、1名という文言を省かせていただいております。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

他にありませんか。

1条は文言の整理、第3号に規定するものであったことのあるものというのを、あったものという整理をしただけの。2条は情報公開条例の一部改正。基本的には先ほどの議案第3号の関連の整備ということであります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の 件を採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきことに決しました。

では次に、議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例について、審査を行います。提案理由の説明を求めます。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

それでは議案第5号、長与町人事行政の運用等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行によりまして、報告事項を追加するものでございます。

第3条は、職員の退職管理の状況、それと職員の休業の状況、そして職員の人事評価の状況の規定を追加をいたしまして、整理を行うものでございます。

第5条におきましては、行政不服審査法の全面改正に伴いまして、不服申立てを審査 請求に改めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

説明が終わりました。これから、質疑を行います。

どなたか、ありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

町のホームページであたりに職員さんの勤務状況が掲載されておりますよね。

今回のこの条例改正によって、例えば具体的に退職管理の状況というのは、どのあたりまで公表するんですよね、それはね。だから、退職管理の状況の公表というのが具体的にどういうものになるのか、もう少し分かりやすく説明いただけないでしょうか。

〇委員長(喜々津英世委員)

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐(宮司裕子君)

営利企業等に退職後、就職した人の人数等の公表を、現在のところ考えております。

〇委員長(喜々津英世委員)

他にありませんか。職員の退職管理に関する公表、これを報告事項に追加されたということであります。ありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

同じように、休業については分かるんですけれども、人事評価の状況ですね。ここは、 どの程度の内容まで踏み込んで公表されるのか、お伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐(宮司裕子君)

現在ですね、県の方から、その公表に関する明確な資料等がまだ届いていないので、 現在、その人事評価に関する公表については、検討している段階っていうことになりま す。県からの情報が来次第ですね、至急決定をして公表するっていう予定にしておりま す。

〇委員長 (喜々津英世委員)

はい、他にありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

すいません、確認でありますが、職員の休業の状況というところなんですが、平成2 8年4月より労働基準監督署によりまして、年間5日以上の有給休暇を職員がとらなけりゃならないというふうに義務づけておりますけれども、それにあたっての、休業の状況を確認するというところになるんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐 (宮司裕子君)

休業の状況ですか。

〇委員長(喜々津英世委員)

もう1度、なるべく答弁さんに理解しやすいような質問にお願いします。 はい、安部委員。

〇委員(安部都委員)

これは休業ですので、私の質問の内容とはちょっと違いますので、ちょっと取り消せて。年間、すいません、条例の生成の関連になるんですが、年間の職員の5日以上が有給休暇をとらなければならないという法律になったと思いますが、これ絶対ですよね。とらなきゃならない。

〇委員長(喜々津英世委員)

安部委員に申し上げます。条例の審査ですから、この範疇でやってください。あるんですか。いいですか、もう。はい、他にありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

今の安部委員の件に若干関連すると思うんですけども、休業の状況といっても、例え

ばいろいろありますよね。例えば、一般的にメンタルヘルスでの休業なんかも、公務員、長与町の場合そんなないかもしれないけど、一般的に多いとかありますけども。例えば、どういう理由で休業したとか、そういったところまでこう踏み込んでやるというのが非常にあるのかどうかですね。どういう何日休んだり、職員が何名とか、その程度までなのか、それとも理由とか、いろいろ忌引きといいますかね、そういったとこまであるのかとか。ちょっと、どの辺まで公表するのかをお伺いします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

公表の内容についての質問です。

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐 (宮司裕子君)

休業に関する公表につきましては、現在、育児休業と分限に関するところで公表を現在もしております。内容ですね、メンタル等の関することとかいうことで、細かく公表するっていうことは、現在のところは考えておりません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

単なる休業という形で、大まかに括って公表するということだろうと思います。

はい、他にありませんか。

では、質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例の採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

場内の時計で10分まで休憩をいたします。

(休憩11時1分~11時10分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を解いて、委員会審査を再開をいたします。

これから、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。議案の説明を求めます。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

それでは、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

平成27年8月6日の人事院勧告におきましては、民間の給与との格差を埋めるために、俸給表の水準を平均で0.4%引き上げ、さらに、初任給を2,500円引き上げ、これは若年層についても同様の改定でございます。そして、その他につきましては、1,100円の引き上げということを基本にした内容となっております。さらには長崎県の人事委員会も国の人事院勧告に準じた内容の勧告を行っておりますので、これらの勧告に準じまして、条例の改正を行うものでございます。

第1条は、平成27年4月1日の適用分でございます。

第18条、第2項の改正、そして、附則第7項の改正は、職員の勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。一般職の場合で言いますと、勤勉手当を0.1カ月分引き上げとなり、期末、そして勤勉手当の総支給割合が4.20月分となります。

別表第1は、行政職、そして、別表第2は、技能労務職の給料月額を改定するもので ございます。

第2条は、平成28年4月1日の施行分でございます。

第3条の改正は、給料表の等級別分類基準となる職務内容を示した等級別基準職務表 を定めております。

第17条の3、第2項は、行政不服審査法の全面改正に伴います文言の整理でございます。

第18条、第2項の改正、そして、附則第7項の改正は、勤勉手当の総支給割合を改めるものでございます。6月とそして12月の支給割合が変更になっておりますが、総支給の割合は4.20月分で変更はございません。

別表の第3、そして、別表の第4は、等級別基準職務表を改めるものでございます。 なお、附則の第1項は、条例の施行分について記載をいたしております。

第1条の規定は平成27年4月1日から、そして、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものとしております。また、第3項は、給与の内払について定めております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

説明が終わりました。これから、質疑を行います。 質疑ありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

通常だったら、国の人事院勧告が出て、県の人事委員会が出てという段取りを踏んで、 12月とか11月ぐらいの臨時会あたりで、通常でてたと思うんですが、今回、この3 月の定例会になった理由はまずご説明いただけないでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

12月定例会でもよかったんじゃないかと、3月定例会なったのは何か、という質問です。

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐(宮司裕子君)

国の方の給与条例が通ったのが、今回は遅くて年度内に国会を通りませんでした。1 月のちょっと何日だったかちょっと、今ちょっと手元に資料がないので言えないんですが、に入ってからですね、国の給与条例が通っております。

地方公共団体に関しては、国の給与条例が通った後に、給与条例を通すようにってい うふうな指示があっておりますので、今回、遅くなって、3月の議会の方に上程させて いただいております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

それでは今回の改正による、増ですよね。どのくらいの金額が増になるのか、全体額で構いませんので教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

質問の趣旨、分かりましたね。暫く休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて審査を再開します。

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐(宮司裕子君)

今回の給与改定に伴う給与増に伴います分は、12月の補正において、もう計上しております。給料に関しましては、給与費明歳の方にも明記してあるんですけれども、273万9,000円です。勤勉手当に関する分につきましては、566万2,000円。この2つを足したものが、今回の改定に伴う増額分となります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

はい、分かりました。それと参考までに今回給料表が、表自体が改定またされました よね。参考までに、今回、来年度に向けて採用が、大卒と、高卒も今回採られてますよ ね。ですので、年齢によっても変わってくるのかもしれないんですけども、大卒新卒で どこから給料表スタートするのか、高卒新卒でどこからスタートするのか、ちょっと参 考までに、いただけますでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐 (宮司裕子君)

大卒に関しましては、給料表の1級の25号級ですね。17万6,700円です。高卒に関しましては、1級の5号級ですね、14万4,600円です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。人事勧告、県の人事委員会、ここらへんと同じような取り扱いで やっとるということで。

質疑ありませんか。

はい、質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」も声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは次に、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。議案の説明を求めす。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

それでは議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

「まち・ひと・しごと創生法」を踏まえまして、長与町における「まち・ひと・しごと創生」を効果的に推進するために、長与町まち・ひと・しごと創生推進会議を附属機関として設置をさせていただくものでございます。別表の中にございます「まち・ひと・しごと創生推進会議」を追加をいたしまして、文言を整理するものでございます。

なお、附則におきましては、施行日を平成28年4月1日からといたしております。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

はい、議案第7号の説明が終わりました。新たに追加すると同時に、それぞれ文言所要の整理を行うという提案であります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑はありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

別表の改正の部分を見さしてもらいますと、大体、何ですか、内容は一緒で非常に単位が年を1カ所付いてて、あとは付いてないとか、何かこう非常に単純なミス、何で見直しがやっぱりその忙しくて、見直しがなかなかできないか、ちょっとこのあたりがですね、どういう、なぜなのか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

申し訳ありません。その都度追加してきたので、その時に精査ができてなかったと。 今回、改正事項があったので、もう全てこの際、綺麗に揃えることにいたしました。 申し訳ありません。はい。

〇委員長 (喜々津英世委員)

これはもう、他にもいっぱいありますから、ただ、やはりあの、こういう改正の都度 せんと、なかなか印刷代から何から、相当な金が掛かりますのでね、それはよく分かり ます。1つ、改正の都度、忘れないように所要の改正もお願いをしておきたいと思いま す。

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について 採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について審査を行います。議案の説明を求めます。 谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

はい、それでは、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬、それと費用弁償につきまして新たに追加するものでございます。

別表の町長の部の改正におきましては、行政不服審査会、まち・ひと・しごと創生推進会議、児童虐待防止専門員、重症化予防指導員の新設、そして療育指導員に係る名称変更と時間額の変更、さらには収納推進員の月額の改定などを行うものでございます。

別表の教育委員会の部の改正におきましては、長与町就学支援委員会に係る名称の変更でございます。なお、附則におきましては、施行日を平成28年4月1日といたしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

中村委員。

〇委員 (中村美穂委員)

お尋ねをいたしますけれども、収納推進専門員の方の報酬が単純に改定をされる、増額される理由をお聞かせいただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐(宮司裕子君)

この収納推進員さんにつきましては、今までですね、今されている方につきましては ちょっと、年齢的にちょっと高齢なんで、次の方っていうのをずっと依頼をしているん ですけれども、給与等の条件が県よりも町の給与の方が安いっていうことで、今まで、 こちらの方に来ていただける方っていうのがいなかった関係で、県の再任用の給料額に 見合うような金額に今回改定をさせていただいております。

〇委員長(喜々津英世委員)

他にありませんか。

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

まず、この収納推進専門委員、以前から聞いたことあるんですけども、そのいわゆるどういったスキルが必要かということですよね。そこんとこ、ちょっとお尋ねします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長 (荒木重臣君)

今、来ていだたいてる方も県税事務所の出身の方で、ずっと税に、そういった徴収関係にも携わってきて専門的知識を持たれてる方です。職員の指導も、いつもしていただいておりますので、徴収業務が結構、何ですか、徴収、かなり頑張ってる、職員も頑張ってると思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

その方が指導か、どうか分かりません、徴収率も年々上がる傾向にありますよね。

重要なことだと思うんですけれども、この人探しに苦労されているというのも、確かに前の委員会の中でも、前の委員長がですね、よく話をされてました。実際これで、見込みがあるのかどうかですよね。今の方は、今年度でもう終わられるんですかね、今の話を聞くと。どうなんでしょうか、今の方の今後と新たな方の見込みですよね。当然、今度採用する時にやはりそういったスキルを税に精通してある方、単に私は、役場のOBさんが入られてはちょっと困ると思うんですね。

他のところの報酬等の整合性もあると思いますので、そこのところをしっかりともう 一度、答弁で頂きますでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長 (荒木重臣君)

専門員として募集というんですかね。どなたかいらっしゃいませんかということで、早くからもう去年も夏過ぎぐらいから、ちょうど打診をしまして、それでもやっぱ、来られる方がいない。来年度はですね、また今、来られてる収納専門員さんをまた頭下げまして、お願いしますということで、お願いしております。これがまたきちっと、この報酬が決まりましたら、また早いうちから取り掛かろうと思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

特別職の職員で非常勤のものの報酬費用弁償に関する条例の中で、今までその20万円というのが、この収納推進員も含めてですね、20万であったわけですね。これは各施設の館長とかですね、知ってのように、これありますけども、教育相談員とかですね。

いろいろこう20万円というもので、長年きたわけですね。

ところが、この人だけですね、それを24万に上げて、4万というとね、2割強なんですね。それだけ一挙に上げるというのは非常に珍しいなと。これは全部が上がれば、もう1円でも上がればいいかもしれませんけどもね。ここだけ、4万円、2割も上げるというのは、均衡上ですね、いかがなものかなという感じをね、率直にみんな思うと思うんです。だから、どういう根拠でね、4万円上げたのか。また、ここだけ何故上げたのか。そのあたりは町民に見えるようにね、説明をしておいてください。質問します。

〇委員長 (喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

こういった方を募集する際にはですね、先ほどもお話がありましたように、特別な専門的な知識とか経験とかそういったものが必要でございます。それで、先ほど補佐の方からも説明がありましたけれども、なかなかなっていただける方がいらっしゃらないということで、少しでも確保したいという意味からですね、今回その引き上げた次第でございます。

あと、他にちょっと金額的に月額が少しお高いのが、危機管理の専門員という方も庁舎内にいらっしゃいます。この方もやはり特別なスキルがお持ちということで、今までの職歴ですね、経験豊富ということで、いろんな要素を踏まえまして、基本的には月額というものを検討している次第でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

危機管理の人は25万8,000円ですかね。25万か。

それで教育委員会のですね、教育相談員というのが、指導相談員というのがあるんですね。この方もね、今、課長が言われた、専門的なその知識がある方を任命をしてあるわけですね。そう言いますとね、そうすると、その整合性というのはね、どこでとるんですかということになりかねないわけなんですけども。これは例えば、この警察上がりの人をしておる、その分にしても、全部、やっぱり専門的な知識があるというものであるわけですね。だから、この収納だけが専門的なものではないという意味からいけば、その専門的なものという理由にはですね、なり得ないだろうというふうになりますのでね、そういう意味からはその理由を専門性が必要だという意味であれば、当然、その整合とってですね、他のところも当然配慮していくとかね、やっぱり均衡のとれた報酬であるべきではないのかなというふうに思うんですね。この点は十分、もう今言っても仕方ないんですけれども、今後ですね、十分その調整をしてやっていくように、内部でもね、協議をしていいただきたいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

委員さんおっしゃるように特別職の月額等につきましても、少しばらつきございます。 そして、おっしゃられるように均等性を図っていくためにですね、これから先はですね、 いろいろなその専門的知識をどういったとこに重きを置くかとかですね、経験をどうい った条件として踏まえるかということも検討していきたいと考えております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

最後にあります長与町障害児就学指導委員会というものが就学支援委員会に、名称変更があっておりますね。これはですね、規則で謳ってあるわけですけども、今までですね。名称が長与町障害児就学、障害児の就学指導委員会規則というのがあるわけです。その中のね、設置の目的をしますとね、これは名称のとおり、障害を有する児童及び生徒の障害の種類、程度を判定し、就学の適正を図るため、長与町教育委員会にこの障害児云々を置きます、ということからですね、この委員会がここにあっておるというふうに私は理解をするわけです。それで長与町障害児就学指導委員会を置くということで、設置目的があるわけなんです。それからいくと、この障害児というものをなくすということは、それではその今までの行ってきた障害児関係はどうなるんですかと。当然その規則がね、規則そのものも改正がなされてのことだろうというふうに推測するわけですが、その規則の提示もないわけ見えませんので、敢えて聞きますけども、規則の改正をしたんですか、というのと、その規則の改正に伴って、名称も変えたんですよと、こういうことになるのかですね、お聞きをしたいと思います。

何故障害児をなくしたかですね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川瀬主任。

〇総務課主任 (川瀬陽介君)

今回、教育委員会の方からですね、名称変更したいと、法改正等に伴う名称変更お願いしたいという話がありました。規則についても教育委員会の方にかけて、今後制定予定とのことをお聞きしております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

それは分かるんです。分かりますが、ここに名称を変えるということは、そうした理由があってですね、障害児云々を消してですね、提案をして、付託をされて今審議中ですから。そうすると、今までの規則はですね、障害児が含まれておると、そのための規則なんですよ。ところがその就学支援だけだったらね、誰を対象にするんですかと。こ

れぼけてくるわけでしょう。障害児が消えたんですよと。それじゃ、その何故消したんですかと。誰をするんですかと。こういうその説明がなければですね、この審議にはならないじゃないですかね。だから今聞いたわけです。だからよく意味を捉えてね、担当は説明を、答弁をしなければいけません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

教育委員会でないと分からないということであれば、教育委員会を呼ばないといけない。

中村課長補佐。

〇総務課長補佐 (中村元則君)

今回ですね、教育委員会の方より資料を頂いております。学校教育法施行令の一部改正についてという文部科学省からの通知におきまして、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、多くの市町村で既に設置されておりますけれども、「就学指導委員会」については早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会等といった名称とすることが適当である。との提言がなされており、今回、上程さしていただいております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

そうしますと、この今の規則があるこの障害児就学指導委員会規則、これは当然名称も変わるだろうというふうに今思いますね。その中の第1条で、その名称が変えてですね、中身については変わらないと。こういう理解でいいわけですかね。

障害児を外してあるから、障害児が外れたと、こういう理解にしかならないんですね、 これだけでは。障害児も含めてするんですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇総務課長補佐(中村元則君)

今回の趣旨におきましては、障害者のみならずということで拡充という意味です。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今までは、障害児就学指導委員会というふうになっとったけども、今後は、障害児も 含めて、トータルとして、その就学支援委員会というものでということですか。いいで すね。ちょっと質問しますので委員長を交代します。

〇副委員長 (中村美穂委員)

質疑はありませんか。

喜々津委員。

〇委員長 (喜々津英世委員)

先ほど、収納推進専門員のところでありました、これについては、松尾さんだったかな、もうそろそろという話が随分前からあっとったと思いますけれども。この24万に上げたというのは先ほどの説明では、県の方からやっぱり、今のままではなり手がいないというのがまず第1の理由だというふうに思っておりますけれども。基本的に、現在の収納推進専門委員、国保特会の方はどうか分かりませんけれども、こっちの方は多分週4日勤務よね。20万ですよね。そうすると、この24万に上げることによって、例えば週5日勤務になるのか。週4日のままでいくのか、これについてはどういうふうに検討されてるのか、それをまずお伺いします。

〇副委員長 (中村美穂委員)

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐 (宮司裕子君)

週4日で考えております。

〇副委員長 (中村美穂委員)

喜々津委員。

〇委員長 (喜々津英世委員)

そうすると、今までの勤務体制としては変わらない、しかし仕事の内容としては当然 今までと同じようにやってもらえると。ただ、私は前から、監査委員の時から、5日勤 務でもう少し報酬も上げてやったらどうですかという話を収納推進課にしておったんで すが、そうなったのかなと思ったら、それは違うということで。そうすると、せっかく 森川課長も来てますので、国保特会の方でも今雇っておられますけれども、ここも当然 上がるわけですよね。予算書を見てみると。そうすると、上がるけれども、勤務実態と しては、従来どおりなのか、そこら辺は、ちょっと教えてください。

〇副委員長 (中村美穂委員)

森川課長。

〇健康保険課長 (森川寛子君)

この収納推進課の方に、収納一元化になりますので、勤務自体は収納推進課の方で一緒にうちにいらっしゃる専門員の方も勤務をするという形になっております。うちにいらっしゃる方は、今、ファイナンシャルプランナーの資格を持っていらっしゃるっていうことで、また、松尾さんとは違った形での対応の仕方をされるっていうことを期待をしております。以上です。

〇副委員長 (中村美穂委員)

喜々津委員。

〇委員長 (喜々津英世委員)

特に、収納推進専門員はですね、ある意味では、生活相談的なものまで踏み込んでやってもらってますので、そういう意味ではやっぱり、そういう専門家を雇うというのは、

どうしても重要だと思うんですよ。

それで、私は、半分本気、半分冗談で言ってたのが定年退職者がこれだけ出るんだから、収納推進専門に働く、その退職者もね、してもいいんじゃないか。そうすると、基本的にはその収納推進の担当する部署がいかに、やっぱり大変なのかというのが分かるし、そういった意味では、まだ収納が進んでいくということであれば、長与町の財政的にも良くなるしという話もしていたんですが。今後、再任用という形で開かれましたのでね、そこらへんはそう簡単にはいけないのかもしれないけれども、そういう考えは持ってないのか、まず荒木部長にお伺いをしたい。

〇副委員長 (中村美穂委員)

荒木部長。

〇総務部長(荒木重臣君)

確かにですね、あの委員さん言われるとおり、以前、そういう考えをお聞きしたことがあります。退職職員だけ集めて、収納チームを作るとかですね、そういったことも聞いたことがありました。でも、この収納というのがやっぱり難しくて、どうしても町内者は嫌うんですね。町内に住んでる職員というのは特に、顔見知りが多いですから嫌います。収納の事務に担当する者にしても、やっぱりそこに何年も居たら、厳しいものがありますので、きちんとこう変えていかないとですね。そういった面もあります。

今回は県から来ていただいておりますけど、基本になるのがやっぱり、再任用の賃金 が報酬の基になっておりますので、今回上げさせてもらったということでございます。

〇副委員長 (中村美穂委員)

委員長交代します。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。 安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

直接ですね、ここに上げられている、今回改正される件ではないんですが、ちょっと 投げかけをしておきたいんですけれども、ここには本文はないんですが、費用弁償についてですね、3条の方に農業委員会とか教育委員会とかあるわけですよね。私、監査していて思ったことなんですけれども、ここで上げているいわゆる費用弁償1,500円というのがありますが、これはあくまでも町内で業務をした場合の費用弁償なんですよね。仮に、長崎市で業務、時津で業務を行うと、これが適用されないんですよね。何が適用されるかというと、町職員等の旅費支給条例に基づいて支出をされるので、近隣市町村ということで、半額支給になってしまうわけですよ。ということは、ここで会議をすればこの金額が貰えるのに、長崎に行くと、それよりも少なくなると、矛盾ができているわけですよね。ですので、やはりここはちょっとおかしいなと、改めるべきではないかなと。条例どおり支給すると、どうしてもそうなってしまうので、改めるべきでは ないかなと思うんですけども。今回の改正とは直接関係ないんですが、今後、他のところを、改正する際にはですね、ここはちょっと不平等っていうか、起こってるんじゃないかなと思って。検討する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

質問の趣旨は分かりましたか。 荒木部長。

〇総務部長 (荒木重臣君)

確かに委員さんの言われるとおり矛盾が出てくると思っております。町外の場合が日当とか出るもんですから、旅費規程を適用してるもんですから、総枠で言えばという問題じゃないんでしょうけど、その辺も、ちょっとこう、これを作る時に、何かあったんじゃないかと思いますので、とりあえず、他町とか調べながら勉強させていただきたいと思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

児童虐待防止専門員についてお伺いいたしますが、これについて、児童虐待防止対策 に伴っての専門員だと思いますが、新たに追加されて、その内容としてはちょっと教え てください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

村田課長。

〇福祉課長(村田ゆかり君)

内容としましては、通報があった際の、まずは子供さんの安全確認に行くっていうこと。あとはいろんなの関係機関からの相談ですとか、家族の方の相談ですとか、そういった相談業務に対応していただく方。

そしてまた、1回、2回では終わらないわけでして、ずっと継続をしていくものですから、その子どもさんの安全な見守りをするっていう意味で、定期的な家庭訪問ですとか、そういったところをお願いをしようというふうに思っております。

〇委員長(喜々津英世委員)

いいですか。

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

ところで、専門員はお一人ということになるんですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

村田課長。

〇福祉課長(村田ゆかり君)

はい、お一人でお願いをしようと思っています。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。 堤委員。

〇委員 (堤理志委員)

2点お尋ねしたいんですが、1つは、まち・ひと・しごとの創生推進会議ですね。他の委員さんたちの日額を見ますと、ほとんど委員長が7,400円、委員が7,000円で、同額になってるんですが、今、まち・ひと・しごとということで、とにかく町の人口減少を食いとめて若い人たちに定住してもらって、そして、活性化してもらう、非常に重要といいますかね、今後の町の行く末を左右するような非常に重要な役になろうかと思うんですよ。勿論、他の委員さんも皆さん、大切なお仕事をなさっているんですが、そういう意味では、非常に重責、責任の重いわけなんですが。他の委員さんとの平等性もあろうかと思うんですが、この金額で問題ないといいますかね、これで、非常に責任は重い割には、他の委員さんと同じでいいのかという議論がなかったのかというのと、あわせて、健康保険課長さんも来ていらっしゃるので重症化予防指導員さんのなぜこれが、この役職の方を追加することになったのかとあわせて、どういうお仕事を担われるのかとこの2点お伺いしたいと。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平課長。

〇企画課長(久保平敏弘君)

長与町まち・ひと・しごと創生推進会議の委員の皆さんですね、非常に重要な役割を 担ってらっしゃるというご指摘は、おっしゃるとおりでございます。

総合戦略の策定からですね、今後はその検証、それとそれを踏まえた見直しですね、そういった形で今後も積極的に参画していただくというところでございます。ただですね、他の委員さん、委員の皆さん、例えば、企画課では総合開発審議会の委員さんも、所管をしておりまして、そちらの委員さんも2カ年にわたりまして、総合計画の策定に関与していただいたということがございます。ですので、非常に重責といいますかね、大きな役割を果たしていただくということはもちろんですけれども、会議の有り様といいますか、そういった形で他の委員の皆さんと同額とさしていただいたという次第でございます。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

森川課長。

〇健康保険課長(森川寛子君)

重症化予防事業につきましては、平成26年度から実施しているものですが、例えば、 特定健診の結果とそれからレセプト情報付き合わせることで、慢性腎臓病とかになる方 を手前で食い止めるというような事業を行っています。 今までは、担当の職員、栄養士が行ってたんですけれども、やはり一般の業務もあるということがありまして、栄養士を、ずっと来てくれる管理栄養士を探しておりました。この度、来てくれるという方が見つかりましたので、この際、報酬ということできちんと定めた上で、重症化予防に特化した栄養指導をしていただきたいということで、今回上げさせていただいてます。

また、これは国保の被保険者だけでなく、後期高齢者医療の方からも、重症化予防の対策をしてくれということで委託を受けておりますので、国保とそれから後期高齢の被保険者の対象の方に対しての栄養指導を中心に行っていきたいと考えております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

月額18万ということなんですが、児童虐待防止専門員さんは20万で、この方が18万。18万ていうのがだいたいどういう積算根拠、積算根拠じゃないですね、やっぱり職務としてふさわしいのかどうか、このあたりどうお考えなられますか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

森川課長。

〇健康保険課長 (森川寛子君)

今回、来ていただく方については、時間をちょっと短く設定をさせていただいています。 9 時から 4 時までっていう形で、勤務時間が若干短いということで、うちにもう 1 人助産師っていうのも来ていただいてるで、助産師も同じ 1 8 万という報酬になっておりますので、そのことの整合性も合わせまして、 1 8 万っていうことで設定をさせていただいてます。

〇委員長(喜々津英世委員)

他にありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

確認をですね、順次させていただきたいというふうに思うんですが。この情報公開と個人情報保護審査会はですね、1万1,000円、だったかな、それで、長与町、これを無くしてですね、行政福祉審査会という名称に変えて、右の方の報酬額は何も書いてないですから、これを踏襲をするという理解をしていいんですね。ここ確認が1つ。

それと、長与町介護保険認定審査会が長与町介護、小さいことなんですが、保険が抜けて、認定審査会となっています。これも単純に事項を変えましたと、削除しましたと、 こういう理解でいいんでしょうか。

それと、ひばり学級のですね、療育指導員の単価が840円。これが1,220円という、ほんとどういう積算であるのかなという、理解できないんですけども、この積算根拠はどういうふうになっておるのかね、教えていただきたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

それぞれ、交通整理が私はできませんでしたので。 中村課長補佐。

〇総務課長補佐 (中村元則君)

長与町情報公開個人情報保護審査会を行政不服審査会ですね、改めるということで金額は同額です。それから、2点目の長与町介護保険認定審査会の保険を抜いたことにつきましては文言の整理です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

村田課長。

〇福祉課長(村田ゆかり君)

今までひばり学級さんの方で、療育指導していただいてた方がいらっしゃるんですけれども、28年度からは、ひばり学級だけではなくて、長与町内全てのですね、療育に関する相談を請け負っていただくことを考えております。

27年度までは時津町の社協さんの方に相談業務委託をしていた部分がございましたけれども、この委託事業はもう止めまして、ひばりの方にいらっしゃる療育指導員の方で、町内全ての相談を請け負っていただくということで、名称を変更させていただいております。

そして単価につきましては、他の課の方で療育の指導員ということで、勤務をされていらっしゃる方の単価が1,220円ということで設定が既にございました。

今までひばり学級に特化したところで840円という単価で頑張っていただいていた ところなんですが、今回は長与町内全部のっていうところと、他の所管課とも金額を合 わせさせていただいたというところになります。

〇委員長(喜々津英世委員)

いいですか。

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。ありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで、休憩します。

午後の部は、13時15分から再開をいたします。

(休憩12時3分~13時15分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩前に引き続いて委員会を開きます。

午後からは、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

本案について、説明を求めます。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

お疲れ様です。

それでは、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例を改正するものでございます。第8条の3、第1項におきましては、早出、遅出出勤を行う要件について、国の規定に合わせるものでございます。義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるものと規定するものでございます。内容や運用につきましては、変更はございません。学校の種類の追加ということでございます。

附則におきましては、施行日を平成28年4月1日としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ただいま説明が終わりました。

8条の3、第1項第2号を(2)のように改めるという内容であり、国の規定にあわせて改めるということのようです。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

一点、義務教育学校の前期課程が指してるものを教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇総務課長補佐 (中村元則君)

今回、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の

種類として規定されました。小・中学校一貫して行うため、前期が小学校、後期が中学校となります。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

よろしいですか。

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

次に反対、賛成いずれでも結構です。ありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第19号を行います。

ちょっと席を替わります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これから、議案第19号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算について審査を行います。本案についての説明を求めます。

迎課長。

〇管財課長(迎英樹君)

それでは、議案第19号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、 ご説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

歳入でございますが、1款1項1目駐車場使用料につきましては、長与嬉里駐車場分が月額8,640円、吉無田駐車場が月額5,400円を基準として算出をしております。 長与嬉里駐車場につきましては、月平均26台で、前年度より1台減を見込んでおります。 ます。吉無田駐車場につきましては、昨年同様、月平均32台を見込んでおります。

それから、長与嬉里駐車場の一般の分でございますが、月平均18万円を見込んでお

ります。対前年度比は6万円の増加としております。

これは、長与嬉里駐車場近辺でのダンス教室等の子どもの送り迎えで利用者が増加しているのを考慮したものでございます。

あと、滞納繰越分として1,000円を計上しております。定期分、一般分、滞納繰越分を合わせて、692万9,000円で、前年度より4万4,000円、約0.6%の減収を見込んでおります。

次に、2款1項1目繰越金、それから、3款1項1目町預金利子、3款2項1目雑入 につきましては、存目として計上いたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますけども、前年度より4万4,000円、約0.6%の減額をしております。

1 節の報酬費は、徴収嘱託員報酬で、国民健康保険課の徴収員の方に、税の徴収と一緒に滞納している駐車場使用料を徴収していただいた時の報酬でございます。

9節の旅費は5,000円に、11節需用費は2,000円増額して、68万7,000円に。

- 12節役務費は9,000円減額して、12万1,000円に。
- 13節委託料は2万2,000円減額して、500万6,000円にしております。
- 14節使用料及び賃借料は、前年度と同額でございます。
- 15節工事請負費は1万5,000円減額して、36万5,000円を計上しております。
 - 1款2項1目一般会計繰出金は存目で計上しております。
 - 2款1項1目で、予備費は30万円を計上しております。

以上でございます。

なお、主要な施策に関する説明書を添付しておりますので、ご参照いただいてご審議 のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

説明が終わりました。特別会計の駐車場事業特別会計、主要予算に関する説明書、こっちの方で質疑を行いたいと思います。どなたかありませんか。

〇委員(金子恵委員)

金子委員。

11ページ、工事請負費の36万5,000円ですけれども、これはもう何か予定されている工事があって入ってるものかと思いますけれど、どこでしょうか。

〇委員長(喜々津英世委員)

迎課長。

〇管財課長(迎英樹君)

この駐車場施設整備工事費につきましては、特に、予定というものはございませんが、

前年度、天井コンクリート破損修理等して、それぐらいの修理をしておりまして、また、 今年度も消防施設点検等で消防施設の場内施設の故障がありまして、そういった施設整 備でお金を使用しております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

13節、委託料の建造物建築設備定期報告委託料というのがあるんですけども、これ、詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

迎課長。

〇管財課長(迎英樹君)

これにつきましては法的に点検を3年に一度は詳しくするんですけども、2年間は建物がきちんと機能するかというのを調べる建築定期検査。

エレベーターやエスカレーターが安全かという昇降機等の定期検査。

特殊建築物等の定期検査、これは建物の維持状態などを調べる。

特殊建築物等というのは、1番目として、敷地及び地番、これの敷地内の通路、擁壁の状況などを調べる。2番目として、建築物の外部、外壁の劣化の状況を調べる。3番目として屋上及び屋根、これは屋上周りの劣化の状況等を調べる。4番目として建築物の内部、防火区域や床、天井の状況等を調べる。5番目として、避難施設等の状況、避難施設、非常用設備の状況等を調べる。

建築設備としては換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、それから4番目として、 給水設備及び排水設備の状況、受水タンクなどの点検。

あと昇降機はエレベーターですか、エスカレートはないですけども、そういったもの を調べる、調査をいたします。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

ほぼ前年度並みの予算、当初予算ということで、特別変ったところもないということ であります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。ありませんか。

討論を終わります。

それでは、これから議案第19号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算の採決をします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で40分まで休憩します。

(休憩13時29分~13時38分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

それでは、休憩前に引き続いて、委員会を開きます。

これから、議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算第4号の審査を行います。本案について、説明を求めます。

田平理事。

〇総務部理事兼税務課長(田平俊則君)

それでは税務課、補正予算に関する説明書のまず6、7ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目個人町民税7,500万、同じく2項1目固定資産税3,000万、 4項1目町たばこ税2,000万の増額補正、6項1目入湯税3万6,000円の減額補 正、7項1目の都市計画税900万円の増額補正を計上させていただいております。

増額補正の分の理由といたしましては、町民税につきましては、退職者所得の分、それと一般の給与所得の伸びが主な増の要因と思われます。

他の増額補正は、固定資産の関係とか、たばこ税につきましては、当初の調定予定額に対して、実際の調定額が増になったことにより、収入見込み額が増になったものであります。 6 款 1 目の入湯税につきましては、事業者からの申告、納税額の減少によりまして 3 万 6 , 0 0 0 円の減額補正を行うものでございます。

次に、12、13ページをお願いします。

下段の方の14款3項委託金1目総務委託金2節徴収費委託金の個人県民税徴収取扱 委託金でございます。470万7,000円の増額補正をお願いしております。

それと、歳出の方の20、21ページをお願いします。

2款2項1目税務総務費が一財から特財への財源組み替え分でございます。以上でご ざいます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(喜々津英世委員)

ただいま説明が終わりました。

順を追って、質疑を受けていきたいと思います。

まず、歳入6、7ページ、1款1項1目町民税分、給与、所得、退職所得の増という話もありましたけれども、7,500万の増。よろしいですか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

個人の町民税ですね、町民税の個人分で、先ほどの説明で、1つが給与の伸びもある し、もう1つが退職者が増ということで、退職者が増というのはつまり、退職金の収入 が増えたことによる、それで、税金もということでしょうが、その確か退職金はですよ、 一般的な課税がちょっと違うんじゃなかったですかね。こんな大きく反映するものなの かですね、ちょっとお伺いしたいと。

〇委員長 (喜々津英世委員)

田平理事。

〇総務部理事兼税務課長(田平俊則君)

退職者分ということで、これは当初予算を組む時に、要するに退職者がどれぐらいいるかは、全く分からないもんですから、最初の当初予算時には入れてないわけですね。

これが50人100人とかいらっしゃれば、退職分離課税ということで、一般のあれ とは違いますけども、当然、町民税も関わってきますので、それでその辞められた人数 が今度、結構多かったんじゃないかなと。来年も私達もいますし、また増えるんじゃな いかと思っておりますけど。

それともう1つはですね、これ特別に約3,000万円、1件で3,000万の税額が発生してるんですよ。あんまり詳しく言うと個人情報なりますけど、1件でとにかく3,000万という税額が特別に27年度は発生している。その分も増の要因に入っております。以上です。

○委員長(喜々津英世委員)

固定資産税、2項、4項、6項、7項まで、合わせて結構です。いいですか。 次にいきます。

歳入の12、13ページ、14款3項1目の2節、徴収費委託金470万7,000 円。いいですね。歳入。総括的に何かありましたら、何もなければ歳出にいきます。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

13ページのね、この徴収費の委託金というのは、説明を見ると、県民税の徴収取扱いってなってますよね。これが、毎年あるというふうに思うんですけども、大体何件ぐらいあるんですかね。これは委託金ですから、委託契約をなんかどこかと結んでおるわけですかね。その委託金が入ってくるわけですよね。県税を取るもんだから。ちょっと詳しく説明してください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

田平理事。

〇総務部理事兼税務課長(田平俊則君)

これは住民税を徴収するときに、町県民税をうちが県民税まで取り扱ってますもんですから、それを収納して県に納入するという手数料、要するに手数料。その納税義務者

が変りますので、その増額分によって、約270万ぐらい。それとあとは当然、還付もありますので、これも町県一緒に、本人さんにお返しするということで、その還付金の分もうちが立て替えて、本人に払うもんですから、それが約200万ぐらい。そして確定するのが今の時期になりまして、県から通知が来て、今の決定した額が470万7、000円ということなります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。歳出いきます。

20、21、1番下の2款 2項 1目。これは財源組み替えですね。税務課所管は、総括的に何かありましたら。ありませんか。

はい、それでは、税務課所管を終わります。

次に、総務課所管を行います。説明を求めます。

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

お疲れさまです。

それでは、一般会計補正予算第4号の総務課所管につきまして、説明をさせていただ きます。

まず、人件費に関する補正の全体的な説明をさせていただきたいと思いますので、一般会計補正予算第4号に関する説明書の38、39ページをお開きください。38ページ以降が、補正予算の給与費明細書になりますので、これを用いて全体的な説明をさせていただきます。

38、39ページは、特別職に関する補正でございます。 1番下の部分にございます比較の欄の上から 3番目、その他の特別職の職員数がマイナス 7人、報酬がマイナス 6万 1,000円となっております。これは、長崎県議会議員一般選挙の開票立会人を当初 10人を想定をいたしておりましたけども、実績 3人ということによるものでございます。

次に、右の39ページの方になりますが、右から3列目の共済費の関係でございます。これは、1番下の比較の欄の下から3番目ですね、議員の欄のマイナス198万8,000円でございます。これは、議員共済会給付費負担金でございます。その下の欄のその他の特別職マイナス11万9,000円は、企画課の地域支え合いICT推進員の方が、年齢的に後期高齢者に該当することになりましたので、社会保険料を減額するものでございます。

次に40、41ページをお開き願います。一般職の補正になります。

まず、上の表の比較の欄の右から2列目、職員手当が42万5,000円の増額となっております。これは、下の段の表の職員手当の内訳に詳細がございますが、時間外勤務手当の増額でございます。

長崎県議会議員一般選挙の時間外勤務手当36万7,000円の増額と、臨時福祉給

付金給付事業費の時間外勤務手当79万2,000円の増額分を合計しまして、42万5,000円の増額とさせていただいております。

次に、42ページをお開きください。給料及び職員手当の増減額の明細でございます。 職員手当の増減額、42万5,000円は、先ほど説明をさせていただきました。時間 外勤務手当でございます。人件費に係る全体的な説明は以上でございます。

次に、総務課の独自要求分の歳入から説明をさせていただきたいと思います。一般会計補正予算第4号の8ページをお開きください。

第4表、地方債補正でございます。上から4番目の消防設備整備事業の起債限度額の変更でございます。内容としましては、第6分団消防格納庫の建設事業の減額410万円と、8ページになります。予算書の方の、すいません、第4表地方債補正というところでございます。上から4番目の消防設備整備事業の起債限度額の変更でございます。

内容としましては、第6分団消防格納庫の建設事業の減額410万円と、防災行政無 線デジタル化事業の減額、1,420万円の合計1,830万円の起債の減額でございま す。

次に、一般会計補正予算第4号に関する説明書の歳入から説明をさせていただきます。 8ページ、9ページをお開きください。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金3節選挙費補助費の選挙人名 簿システム改修補助金でございます。これは17万2,000円でございますが、充当 率が2分の1の国庫補助金でございます。

次に、12、13ページをお開きください。こちらは14款県支出金3項委託金1目 総務費委託金4節選挙費委託金、マイナスの19万7,000円でございます。これは、 長崎県議会議員一般選挙の事務委託金の精算による減額でございます。

次に14、15ページをお開き願います。15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金の防災基金運用収入、1万1,000円でございます。これは運用の利息に係るものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。20款町債1項町債2目消防費1節消防施設整備事業債が1,830万円の減額でございます。内訳としましては、消防格納庫建設充当起債がマイナスの410万円の減額。これは、消防第6分団格納庫建設の入札による減額でございます。そして、防災行政無線デジタル化事業充当起債がマイナスの1,420万円の減額で、これは入札及び今年度のですね、出来高予想による支払い限度額の設定に係るものでございます。

次に、歳出にまいります。

20、21ページお願いいたします。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費19 節負担金補助及び交付金の長与町公共施設等管理公社補助金ですが、マイナスの357 万2,000円でございます。これは、管理公社の平成26年度の繰越額が決定された ことによる減額でございます。 次に22、23ページをお開きください。2款総務費4項選挙費3目長崎県議会議員 一般選挙費の1節報酬から18節の備品購入費までは全てマイナスの補正となっており ます。これは、長崎県議会議員選挙の精算に係るものでございます。長崎県の予算執行 自体が確定したことによります。

次に、24、25ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費6目臨時福祉 給付金給付事業費3節時間外勤務手当の79万2,000円は、これは福祉課の臨時福祉 祉給付金事業に係るものでございます。

次は、32、33ページをお開きください。9款消防費1項消防費1目非常備消防費19節負担金補助及び交付金でございますが、広域消防事業負担金がマイナスの622万1,000円となっております。これは、長崎市に委託をしております消防事務委託負担金ですね、これが平成26年度過不足調定額によるものでございます。

2目の消防施設費13節委託料、こちらはマイナスの91万7,000円となっておりますが、第6分団消防格納庫の建設工事と防災行政無線デジタル化工事の施工管理の委託料の減額でございます。

そして、15節工事費のマイナス1,608万8,000円は同じく第6分団消防格納庫と防災行政無線デジタル化の工事の減額でございます。

以上で総務課関係の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ただいま説明が終わりましたので、まず、予算書第4号の地方債補正、消防施設設備 事業、限度額が補正をされております。

1億6,840万、減額補正になっております。これ、よろしいですか。 次に、説明書、まず歳入の部からいきます。

8ページ、9ページ、13款2項1目の3節、選挙費補助費、17万2,000円。 いいですか。最終的にまた最後に総括して、質疑を受けますので。

次に、12、13、ちょうど中ほどに14款3項1目この中の4節選挙費委託金、マイナスの19万7,000円、県会議員選挙の精算に伴うものということであります。 よろしいですか。

次に、14、15ページ、15款1項2目1節の上から2番目ですね。防災基金運用収入1万1,000円。

それから、次、16、17、20款1項2目消防費1,830万円の減額補正です。 それぞれ入札減、あるいは支払いの何て言ったかな、支払いの都合で減になっとるとい うことでした。よろしいですか。

ここまで、歳入の部で何かありましたらどうぞ。ないようですから、歳出に移ります。 歳出、20、21ページ、2款1項5目財産管理費の負担金、補助及び交付金ですね、 357万2,000円の減額補正、管理公社の伴う減額補正ですね。よろしいですか。 歳出もまた、最後に総括できます。 次、22、23、2款 4 項 3 目 県議会議員選挙関係の1 節から18 節まで、それぞれ、減額補正になっております。何かありませんか。

では次、24、25、これは3款1項6目の3節時間外勤務手当。これ福祉課の分って言ったよね。これはもう飛ばします。

はい、次に、32、33、9款1項。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

・・でお聞きします。消防格納庫第6分団の建設工事の262万4,000円につきましての、どうして、その減額の詳細を教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

この減額は入札による請負額によるものでございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですね、入札減による補正です。他にありませんか。いいですか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

このデジタル化の行政無線ですたいね。今年から27年度ずっとしてきたんですけども、まだ28年度もあるわけですよね。この減額1,300万というのは、今年分の入札分の減、あるいは来年は来年度の予算でまた入札すると、こういうことなんですか。あるいは継続事業ではないようですけども、どういう理由で減額になっとるんですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

防災行政無線デジタル化工事関係でございますが、1つは入札による減額でございま して、工事自体は27年に28年、2ヵ年にまたがる工事でございます。

それと、入札による減額の他に今年度平成27年の出来高による、支払い限度額を設定しておりますが、それに伴って、合わせて、減額するものでございます。

〇委員長(喜々津英世委員)

いいですか。先ほどの歳入の部分との絡みも、これがある内容ですので。他にありませんか。消防関係はいいですか。

それでは、次が38ページから最後まで、人件費関係の明細書をつけております。特別職、それから一般職、それと給料及び職員手当の減額等の明細、この3つがあります。 どこからでも結構です。何かあましたら。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

3 9ページのその他の特別職の減額のところの説明が、ちょっと私の控えで、ICT 普及員の後期高齢とか、なんかよく意味が分からなかったので、もう少し詳しくご説明 いただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

宮司課長補佐。

〇総務課長補佐(宮司裕子君)

ICT推進員さんが、75歳の後期高齢の保険の方に入るっていうことで、うちの社会保険料ではなくて、後期高齢の方の加入者になったということで、今回、この方の分の社会保険料を減額させていただいております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。はい、他にありませんか。ありませんか。

ないようでしたら、歳入、歳出、総括的に全般的に何かありましたら、質疑をお願い します。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

もう1回ですね、今のデジタルのですね、行政無線の全容というのがね、先ほどの説明ではよく分からないというふうに思うんですよ。それでその入札減によるというのはわかりますね。それと限度額の設定とかなんか、ちょっと言ったんですが、それは別として、今の平成27年度でどの程度の出来高になってですね、28年はどうなるんだと。そうすると、経費の節減を図るためには、27、28合体して契約して、それで継続なら継続で持っていけば安く上がるんじゃないかなと。例えばそこの前の橋でも一緒ですね。単独、単独でしてそのために経費はですね、格段に違うんですよ。だから僕がいつか言ったように、あれなんかも2カ年分を一括して契約をして、そうするといろんなその経費が削減になるわけですけどもね。このデジタルも同じじゃないかなと思うんですけど、全容がちょっと分かりかねるんですけども、もう少し詳しく説明をして頂けば皆分かると思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

谷本課長。

〇総務課長(谷本圭介君)

防災行政無線デジタル化工事でございますが、27年度、28年度の2カ年工事ということで契約自体は27年度の1本の契約でございます。

来年度分は債務負担行為ということで設定をさせていただいておりまして、今年度の 事業に関しましては、機器のまず製造ですね、それの納品検収ということにしまして、 来年度から一気に、工事に入ろうということで今、工程会議の中で、随時、工程を変更 している次第でございます。ちなみに今年度の進捗率といいますか、これは金額ベース なってしまいますけれども、26.2%を予定をいたしております。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

28年度に、全て片付けてしまうということでありました。他にありませんか。 歳入、歳出合わせて、総括的に結構です。いいですか。

では、質疑なしと認めます。

これで総務課所管の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩前に引き続いて委員会を再開をいたします。

次に財務課所管を行います。資料の説明をお願いいたします。

田中課長。

〇財務課長 (田中一之君)

それでは、財務課所管分の方をご説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正追加でございます。 内容といたしましては、事項の欄にございますように、西彼中央土地開発公社が金融 機関から借り入れる事業資金に対する債務保証でございます。期間を平成28年から3 2年までとし、限度額を30億と利息分としてございます。

続きまして、歳入、歳出につきましては、説明書、事項別明細書の方ですね、そちらのほうで説明をいたします。

まず歳入ですが、6ページ、7ページをお開き願います。8款1項1目1節地方特例 交付金は、金額、額の確定に伴う増額計上でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。9款1項1目1節地方交付税の 普通交付税でございますが、こちらは予算未計上分を、今回の補正予算に増額計上いた してございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。15款1項2目1節利子及び配当金の上から2つなんですけれども、財政調整基金と減債基金、それと、次のページにまたがりますけれども、次のページの上から4番目の土地開発基金ですね。

こちらが財務課が所管になりますけれども、いずれも、各基金の運用収入を増額計上 いたしてございます。

また、14、15ページなんですけれども、17款2項1目1節財政調整基金繰入金、あと2節の減債基金繰入金、こちらは平成27年度予算で財源調整のために繰り入れていた基金の一部を戻すための減額補正になります。要するに貯金を取り崩して財源調整をする予定だった金額のほうですね、取り崩さないようにする補正になります。

続いて、18款1項1目1節の繰越金、こちらは予算未計上分を計上いたしてございます。

次の16、17ページに続く、19款5項1目1節雑入になりますけども、こちらの

うち、上から3番目のですね、長崎県市町村振興協会市町村配分金、こちらは財務課所 管になりますが、サマージャンボ、オータムジャンボの宝くじの配分金でございます。

こちらは金額の確定による増額計上でございます。

続きまして、歳出の方になります。20ページ、21ページの方をお開きください。

2款1項3目13節の委託料、こちらは公会計整備業務委託料の金額の確定による減額でございます。

続きまして、2款1項6目25節積立金、こちらは先ほど歳入の方でご説明をいたしました基金の運用収入に対する積立金になります。減債基金積立金においてはですね、 剰余積立の方で、約1億円をプラスして積み立ててございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開き願います。

12款1項1目及び2目は、こちらは、町債の償還に係る元金及び利子の見込みによる補正でございます。

最後に、13款1項1目25節、積立金ですね、こちらは土地開発基金の運用収入に 対する積立金でございます。

以上が、財務課所管でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

それでは、ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、予算書の7ページ、第3表、債務負担行為補正ということで、西彼中央土地開発公社が借り入れる資金に対する債務保証、30億円及び利子、これが補正がなされております。よろしいですか。

これもまたあとで総括的に行いますので、次、補正予算に関する説明書。まず 6 ページ、 7 ページ、歳入の部からいきますが、 6 ページ、 7 ページ、 1 番末尾の 8 款 1 項 1 目 1 節、地方特例交付金の 2 3 7 万 1 , 0 0 0 円の増額補正。

次に、8ページ、9ページ、1番上の地方交付税、普通交付税の未計上分を1億9, 553万3,000円計上したと。よろしいですか。

次に、12、13、この1番下段の方、15款1項2目1節の財政調整基金、それから減債基金の運用収入ですね、109万9,000円と93万4,000円。

それから、次のページの上から4段目ですか。土地開発基金運用収入19万7,00 0円。ここで、何かありませんか。財産収入ですね。基金の運用収入。

次、その14、15の17款繰入金、17款2項1目1節、2節の財調減債基金の減額補正です。

それからその下に、18款1項1目1節の繰越金、これも未計上分を計上したと。よろしいですか。

次に、16、17、1番上の方ですね。19款5項1目1節長崎県市町村振興協会市町村配分金、宝くじ関係の配分金が51万7,000円。いいですか。

歳入のところで、何か聞き漏らしたというのはありませんか。

はい、ないようでしたら、次に歳出いきます。

次、36、37、12款1項公債費、1目、2目、いいですか。 次に、13款1項1目、土地開発基金の積立金、19万8,000円ですね。 以上が財務課所管だったと思います。 堤委員。

〇議員(堤理志議員)

21ページで申し訳ないんですが、21ページの公会計整備業務委託料が確定したということですが、この間、何年間に渡ってですかね、公会計の整備ということで、やってこられたと思うんですが。これがもう確定ということで、もう、業務委託っていうのもこれで完全に終わりで、今後は委託なしで自分たちでもやっていく形なのか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

田中課長。

〇財務課長(田中一之君)

公会計に係る財務諸表の作成関係というのを、公認会計士の事務所の方に委託をしておるわけですね。

委員さんおっしゃるとおり、今後は職員で何とか、全部作り上げる方向でっていうのは当然頭にございますけれども、ただ、今の体制っていうか、財務課の業務等を勘案いたしますと、とにかく公会計の財務諸表作成するというのは長与町全体の会計の情報になりますので、そのあたりを取りまとめるのは、今すぐというのはちょっと厳しいかなと考えてございます。ただ将来的にはですね、財務課の方で何とかしないといけないなと考えてございます。

以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。

他にありませんか。

いいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これで、財務課所管を終わります。

本日の審査をこれで終わります。

これにて散会します。

お疲れ様でした。

(閉会 14時12分)